

令和7年度保育の仕事職場体験事業実施要領

1 事業の目的

保育士として就労を希望している方や、保育士資格を有しながら保育士として就労していない方などに対して、保育現場での職場体験の機会を提供し、保育の仕事のやりがいや魅力を認識、体感していただくことで、保育所等への就労を促すことを目的に実施します。

2 実施主体

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県保育士人材バンク（以下「保育士人材バンク」という。）

3 実施対象

(1) 職場体験参加者

次のいずれかに該当する方を対象とします。

- ①保育士資格、保育教諭免許等を保有しながら、現在保育士等として就労していない方
- ②保育士資格、保育教諭免許等を取得見込みで、県内の保育所等への就労を希望している方
- ③保育士支援員や保育補助者など、保育の仕事に興味・関心があり、県内の保育所等での職場体験を通じて自己の適性を確認したい方（高校生以上）

(2) 職場体験受入施設・事業者

県内の保育所、認定こども園、地域型保育を行う事業者のうち、社会福祉法人香川県社会福祉協議会長が認める施設・事業所とします。

4 実施期間

令和7年7月1日～令和8年2月27日（土日・祝日は除く）

5 申込受付期間

(1) 職場体験参加者

申込受付 …………… 随時

(2) 職場体験受入施設・事業者

申込受付 …………… 令和7年7月25日（金）締切

※上記締切日以降でも受け付けますが、その場合は、パンフレットに添付する施設・事業者一覧表への記載はできませんので、なるべく締切日までにお申し込みください。

6 職場体験内容（例）

- ①自己紹介、園内オリエンテーション
- ②園児たちの遊びの補助
- ③園児たちの食事、着替え、排せつ、午睡等の補助
- ④製作や記録の作成等事務補助
- ⑤職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答、振り返り）

7 職場体験日数・時間等

- 体験日数は原則として1日とします（但し、参加者と受入施設・事業所との合意により日数を増やすことも可）。
- 体験時間は日勤時間帯とし、一日当たり6時間以内とします（休憩時間含む）。
- 開始時間及び終了時間は受入施設・事業者が設定した時間とします。

8 参加費・報酬等

- 参加費は無料です。ただし、体験施設までの交通費、昼食代等は体験参加者の負担とします。
- 職場体験の参加にあたり、全国社会福祉協議会のボランティア行事用保険に、保育士人材バンクから加入手続きをします(体験者の負担なし)。
- このほか、職場体験参加者には、受入施設・事業所より個別に報酬が支払われる場合があります。

9 お問い合わせ先

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県保育士人材バンク
〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号
香川県社会福祉総合センター4F
TEL 087-833-0250 FAX 087-861-5622

